

令和5年度

消費生活相談員 資格取得支援講座



しあわせ信州

長野県では、悪質商法など消費生活に関わる様々な消費者トラブルの解決を手助けする
国家資格「消費生活相談員」の資格取得を目指す方々を支援する講座を開催します。

～ 消費生活相談員資格試験について ～

次の資格試験に合格すると、消費生活相談員資格を同時に取得できます

■ **消費生活専門相談員資格認定試験** 実施機関：独立行政法人 国民生活センター
第1次試験 10/21(土) 第2次試験 12/16(土)または12/17(日)

■ **消費生活アドバイザー試験** 実施機関：一般財団法人 日本産業協会
第1次試験 10/14(土)、15(日)、21(土)または22(日) 第2次試験 12/10(日)

※ 試験の詳細については、各実施機関に直接お問い合わせください

講座内容		
講座テキスト	復習・模擬試験	小論文、2次試験 対応
出題範囲をまんべんなくカバーした全2冊のテキストで学びます (過去2年分の問題集付き) ※テキストは受託事業者(公社)全国消費生活相談員協会作成「受験対策テキスト」を使用	学んだことを知識として定着し、テストで再確認する 1次試験重点項目の消費者関連法、最近の消費者問題などをオンデマンド動画で繰り返し視聴できます	小論文概要を動画で学ぶ 指定テーマに関する小論文を実際に書いて、添削を受ける 2次試験の面接をイメージする

1回目のテキスト等の送付は6月5日の予定です。詳しくは「長野県消費生活情報」を検索してご覧ください。

応募方法

裏面の受講申込書に必要事項をご記入の上、下記お問い合わせ先へ 電子メールまたはFAX により **6/2(金)までに** ご提出ください。なお、先着順とさせていただきます、定員(65名)に達し次第、受付を締切とさせていただきます。

※ 受講は、以下のいずれにも該当する方に限ります。

- ・18歳以上で長野県内に在住の方
- ・消費生活相談員資格試験(消費生活専門相談員資格認定試験または消費生活アドバイザー試験)を受験する予定の方

受講を希望する方は、お早めに応募ください。

なお、応募状況は、長野県消費生活情報に随時、掲載します。

受講料(教材費)は無料です。(動画視聴や、郵便によるアンケート提出の切手代はご負担ください)

なお、本講座の受講により消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではありません。

※ 消費生活相談員資格を取得した場合は、長野県消費生活相談員人材バンクに登録をお願いします。

*お問い合わせ先 **長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係**
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
電話 026-235-7286 FAX 026-235-7374
電子メール shohi@pref.nagano.lg.jp

*募集要項、カリキュラムなど詳細のダウンロード
長野県消費生活情報 <https://www.nagano-shohi.net/>



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もしかっち